

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和四年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年五月二十日奈良県指令郡土第八二―二号

令和四年六月二十日奈良県指令郡土第八二―二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年六月二十九日郡土第六五〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市山崎町三番一及び七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市谷田町八七五番地の五

株式会社阪奈ガスセンター 代表取締役 森下智朗